

議案第 36 号

上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部を改正する条例
の制定に係る意見の申出について

上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 26 年 7 月 31 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部を改正する条例
(上尾市立学校設置条例の一部改正)

第 1 条 上尾市立学校設置条例(昭和 39 年上尾市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号の表 15 の項中「上尾市大字久保 180 番地」を「上尾市上平中央一丁目 8 番地 1」に改める。

(上尾市立公民館条例の一部改正)

第 2 条 上尾市立公民館条例(昭和 60 年上尾市条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「上尾市大字南 75 番地 1」を「上尾市上平中央三丁目 31 番地 5」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 11 月 1 日から施行する。

提案理由

上平第三特定土地区画整理事業の換地処分により、区画整理地内に設置される公の施設の所在地が変更となるため、上尾市立学校設置条例及び上尾市立公民館条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。